

財団法人 国際日本文化研究交流財団

平成23(2011)年度留学生奨学金募集要項

(財)国際日本文化研究交流財団(以下「本財団」という)は、日本の大学院博士課程(前期2年及び後期3年の課程に区分する博士課程にあつては、後期3年の課程とする。以下、「博士後期課程」という)に在学する者等で、哲学、史学、文学、心理学、地理学、社会学、政治学、経済学、人類学、科学技術史等を専攻し、かつその主たる研究テーマが日本である私費外国人留学生の中から奨学金の受給者(以下「奨学生」という)を下記により募集する。

なお、奨学生として採用された場合には、国際日本文化研究センター(以下「センター」という)が行う共同研究(HP掲載)のいずれかに出席するものとする。

→ 発表等はなし

記

1. 応募資格

奨学生に応募できる者は、私費外国人留学生で下記の資格に該当する者とする。

- (1) 日本の大学院博士課程(博士後期課程)に在学する者、又はこれに準ずる者(主として博士論文作成中の者を対象)。
- (2) 学業・人物とも優秀で、かつ心身とも健全な者。
- (3) 真に経済的援助を必要とする者。
- (4) 日本国内のみならず外国の政府、並びに諸団体(地方公共団体を含む)から奨学金を受けていない者。

2. 奨学生採用予定人員

2名

3. 奨学金

奨学生として採用した者に対して、奨学金月額12万円を毎月初めに支給する。

4. 奨学金の支給期間

奨学金の支給期間は原則として、平成23(2011)年4月から平成26(2014)年3月までとする。

5. 応募の手続き

- (1) 奨学生に応募する者は別紙様式1の申請書に次の書類を添えて、在学する大学が指定する日までに当該大学事務局へ提出しなければならない。
 - ア. 学業成績証明書
 - イ. 主な論文とその要旨(別紙様式2)
 - ウ. 指導教官等の推薦状(別紙様式3)
 - エ. 外国人登録済証明書
- (2) (1)の申請があつたときは、当該大学において適当と認めた者について、別紙様式4による推薦書を付し本財団に推薦する。

6. 応募締切日

平成23(2011)年4月27日(水) (必着のこと)

7. 選考及び決定

5により大学から推薦があったものについて、本財団に設ける留学生事業審査会に諮り、奨学生を決定する。

その結果については、在学する大学長を通じて本人に通知する。

8. 奨学金の支給停止及び期間の短縮

- (1) 奨学生が当該大学院を休学し、又は長期にわたって欠席したときは、奨学金の支給を停止することがある。
- (2) 奨学生の学業又は素行の状況により、奨学生としての適性を欠くと認められた時、理由なくセンターの行う共同研究会への参加を怠った時は、奨学金の支給を停止又は支給期間を短縮することがある。

9. 奨学金の支給再開

8の事由が解消されたと認められた場合は、奨学金の支給を再開することができる。

10. 奨学金の打ち切り

奨学生が、次の(1)から(3)までのいずれかに該当すると認められた場合は、奨学金の支給を打ち切りがある。

- (1) 申請書の記載事項に虚偽が発見されたとき。
- (2) 大学において懲戒処分を受けたとき。
- (3) その他本奨学生として1の応募資格を失ったと判断される時。

11. 転学等

奨学生が他へ転学、転科をしたときは、再審査を行うものとする。

12. 返納

奨学金の支給後において、8又は10の事由が生じていたことが判明した場合は、すでに交付した奨学金の全部又は一部を返納させることがある。

13. 報告書の提出

奨学生は、毎年度終了後速やかに、別紙様式5による報告書を本財団宛に提出しなければならない。

14. 注意事項

- (1) 住所・保証人の変更並びに、休退学・1か月以上にわたる傷病等があった場合は、速やかに当財団あて通知しなければなりません。
- (2) 提出いただいた書類は、採用審査にのみ使用します。
- (3) 正当な理由なく第三者への開示、譲渡及び貸与することは一切ありません。
- (4) 応募書類は返却できませんのであらかじめご了承ください。

15. 問い合わせ先

財団法人国際日本文化研究交流財団 事務局

住所 〒610-1192

京都市西京区御陵大枝山町3丁目2番地 電話 (075) 332-1868

国際日本文化研究センター内 FAX (075) 333-1565